

農地中間管理機構から貸付予定の農用地等について

農地中間管理機構が貸し付ける予定の下記の農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

利害関係人で意見のある方は、期間内に当機構まで意見書（様式自由 住所、氏名、連絡先（電話番号）を明記）を提出してください。

令和7年10月6日

（公社）あおもり農業支援センター
（青森県農地中間管理機構）
理事長 赤平 次郎

市町村名	農用地等の所在地				貸借期間(予定)	
	市町村	大字	字	番地	始期	期間
南部町	南部町	斗賀	土口前	36番1	令和7年11月	5年